

# 官報

## 号外 平成十一年七月二十三日

### ○第百四十五回 衆議院会議録 第四十八号

平成十一年七月二十三日(金曜日)

午後一時 本會議

平成十一年七月二十三日

午後一時 本會議

午後一時二分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○本日の会議に付した案件  
商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
参議院送付の趣旨説明及び質疑

○岸田文雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。  
内閣提出、商法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 商法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長杉浦正健君。

○商法等の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔杉浦正健君登壇〕

○杉浦正健君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、完全親子会社関係を円滑に創設するため、株式交換及び株式移転の制度を創設するとともに、親会社の株主に対する子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講じ、また、金銭債権等につき時価による評価を可能とする措置等を講ずるため、商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律を改正しようとしているもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、株式交換及び株式移転の制度を設けることとし、会社が株式交換を行うには、株式交換契約書を作成して株主総会の承認を受けること等とするほか、株式交換に反対の株主に対して株式買い取り請求権を認めるものとし、株式移転についても株式交換の場合と同様の手当てをするものとすること。

第二に、親会社の株主は、裁判所の許可を得て子会社の株主総会議事録等の閲覧等を求めることがができることとするほか、親会社の監査役及び検査役は、子会社の業務及び財産の状況を調査できるものとすること。

第三に、会社の財産状況を適正に表示するため、市場価格がある金銭債権、社債、株式等について、時価を付するものとすることができる」とするととともに、配当可能利益の計算上は、貸借対照表上の純資産額から、時価を付したことによ

り増加した貸借対照表上の純資産額を控除すべきものとする」とあります。

委員会においては、去る九日陣内法務大臣から

提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、本日これを終了し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、参議院送付、外国人登録法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣陣内孝雄君。

〔国務大臣陣内孝雄君登壇〕

○国務大臣(陣内孝雄君) 外国人登録法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

は、これまで累次にわたり指紋押捺義務を緩和するための改正が行われてきたところであります。

平成四年の外国人登録法の改正において、永住者及び特別永住者について指紋押捺制度を廃止しましたが、同改正案の御審議の際、衆議院及び参議院の法務委員会において、指紋の押捺を含む外国人登録制度のあり方についてさらに検討するようとの附帯決議がなされており、その御趣旨を踏まえ、検討を進めてきたところ、同改正により、永住者及び特別永住者について指紋押捺制度にかえて導入した署名及び家族事項の登録という同一人性確認手段は、その後六年余りを経て特段の問題も生じておらず、かかる確認手段はそれなりに定着しているものと認められます。

他方において、諸外国、特に先進国において指紋押捺制度を採用している地方自治体から、事務の合理化などの観点から、指紋押捺制度の廃止についての要請が出されているところであります。この法律案は、以上のような状況を踏まえ、現在指紋押捺義務が課されている外国人について、指紋押捺制度を廃止し、これにかえて署名及び家族事項の登録原票についての要請が出されているとともに、登録原票についての規定の整備及び一定範囲の開示制度を新設し、あわせて外国人の負担軽減及び事務処理の簡素化を図るため、外国人登録法の一部を改正することを目的とするものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し上げます。

第一は、現在指紋押捺義務が課されている外国人についても、指紋押捺を要しないものとするとともに、永住者及び特別永住者と同様の署名及び

家族事項の登録という同一人性確認の手段を採用することとするものであります。

第二は、登録原票の管理に関する規定を整備するとともに、原則として非開示としている登録原票について、一定の範囲でその開示を認める旨の規定を新設するものであります。

第三は、永住者及び特別永住者について、登録事項のうち、職業及び勤務所または事務所の名称及び所在地を登録原票に登録することを要しないこととするものであります。

第四は、永住者及び特別永住者について、確認期間、すなわち、登録証明書の切りかえ期間を現在の五回目の誕生日から七回目の誕生日に伸長することとするものであります。

第五は、居住地、在留の資格、在留期間等に係る変更登録申請については、外国人の同居の親族も当該外国人にかわって代理申請をすることができるよう、代理申請の範囲を拡大することとするものであります。

第六は、登録事務を実施している地方自治体から、事務の合理化などの観点から、指紋押捺制度の廃止についての要請が出されているところであります。この法律案は、以上のような状況を踏まえ、現

在指紋押捺義務が課せられている外国人について、指紋押捺制度を廃止し、これにかえて署名及び家族事項の登録を導入するとともに、登録原票についての規定の整備及び一定範囲の開示制度を新設し、あわせて外国人の負担軽減及び事務処理の簡素化を図るため、外国人登録法の一部を改正することを目的とするものであります。

以上が、外国人登録法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

#### 外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) 大だいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。

福岡宗也君。

(福岡宗也君登壇)

○福岡宗也君 民主党的福岡宗也でございます。

私は、民主党を代表して、ただいま議題になりました法律案に対しまして、總理並びに法務大臣

に對して質問をいたします。

まず、今回の外国人登録法、以下外登法と申しますが、この改正についての評価でございま

すけれども、平成四年の同法改正の際になされま

した衆参両院の附帯決議の趣旨、すなわち、第一

に、外国人登録制度の目的を明確にする、さら

に、外国人の人権を尊重して制度のあり方を根本

的に検討する、そして、五年以内に適切な措置を講ずるという趣旨にかんがみるとき、今回の指紋

押捺制度の廃止など評価すべき点もありますけれ

ども、いまだ不十分な改正であると言わざるを得ません。

今日、世界で、経済のグローバル化、内戦の多

発に伴いまして、仕事、雇用、教育のため、また

政治的弾圧を逃るために、母国を離れて生活を

する人は著しく増加をしております。国際社会に

おきましては、人道主義から、これらの人々を自

我が国におきましても、我が国の外国人登録者数は、平成五年には百三十二万人ありました

が、平成九年には百四十八万人と、四年間で十六万人の増となっております。そして、永住者は六十二万人ですが、この人たちの大部分は地域にさまざまな貢献をしており、この人たちの活動により我が国社会経済が支えられている面も多々あります。

多くの地方公共団体は、このような実情を踏まえ、在日外国人をして、日本国民と同様の行政サービスを提供したり、職員採用についての国籍

条項の緩和、廃止などをなし、外国人の平等的取り扱いを大きく前進させております。日本政府と

しても、このような実情を直視して、国籍と不可分な権利を除き、外国人に対し、日本国民と同等の権利を与えるという基本施策を実施すべきであ

ると言えます。

特に、永住者についてはその九〇%が朝鮮半島の人々でありますけれども、この人たちは、三十年間にわたる日本植民地支配の時代に連れてこられた人とその子孫が大部分であります。外国籍とはいえ、数代にわたり日本に定住し、日本社会に完全に融合して生活をし、発展に貢献をしてきた人たちであり、日本人と差別する理由は全くありません。日本政府としては、この歴史的な事實にかんがみても、平等的取り扱いを確立する責任があるものと考えます。

我が国は、サミットにも参加をし、国際的において指導的立場にあり、在日外国人の人権保障問題についても、率先してこれを推進すべき責任があ

るものと考えます。この世界の国際化の現状を正しく認識いたしまして、国際人権自由権規約を

遵守し、人権、福祉、雇用の分野、すべての分野につきまして、内外人の平等的取り扱いを原則とする法制度の整備を図ることが必要だらうと思ひます。このことが、我が国の国際的信頼を高め、指導的立場を堅持することにもつながるものと考えます。

総理の御所見をお伺いいたしたいと存じます。次に、改正法の具体的な問題点について質問をいたします。

今回の改正の主たる内容は、次に述べる四点であらうと思います。

その一つは、非永住者に対する指紋押捺制度の廃止であります。

これは、遅きに失した感はあるものの、大いに評価すべきものだというふうに考えております。しかし、現在までにとられた多数の指紋が、マイクロフィルム化されまして保存されております。人権上、これは早急に廃棄処分をしなければならぬと考えております。

その二は、登録原票の管理と、それからその開示制度の創設でございます。

この点については、本人以外の第三者に万一情報が漏れるということになりますと、重大なプライバシーの侵害となるおそれがあり、これに対する十分な歯止めが必要であります。この施策をお伺いしたいわけであります。

その三は、永住者にかかる登録事項のうち、職業及び勤務所または事務所の名称及び所在地の削減であります。

これについても、大いに評価はできますけれども、非永住者に対しても同様の削減をして一向に差し支えない問題だというふうに考えておりま

す。この点についての御意見もお伺いをしたいわけであります。

その四是、永住者に対する登録証明書の切りかえ期間を五年から七年に延長したことあります。このことと、家族、友人、知人等の人脈も形成されますが、登録証明書の常時携帯の必要性は全くないものと思つております。

しかしながら、これは将来にわたって、永住者については、切りかえ制度そのものを廃止すべきことを検討すべきではないかというふうに考えます。

これらの諸点につきまして、法務大臣の御所見を承りたいと存じます。

今回の外登法の改正において最も重要な点は、在日外国人に登録証明書を常時携帯する」とを義務づけて、違反行為に罰則を科すという法制度を堅持しております。

参議院の審議の結果、その罰則を二十万円以下の罰金から十万円以下の過料に修正されました。が、不携帯に罰則を科すということのその本質は何ら変わっておりません。平成四年の外登法改正の討議においてもこの点が審議をされ、附帯決議により登録証明書の常時携帯の廃止が強く求められましたが、今回の改正には、ついに盛り込まれなかつたのであります。

また、この点について重要なのは、我が国は、一九八八年十月に開かれた規約人権委員会において、次のような勧告を受けております。すなわち、外国人登録証明書を常時携帯しない外国人を

罰則の対象とし、刑事制裁を科しておる外国人登録法は、規約二十六条に適合しないといいう意見を表明する、委員会はこのようない差別的な法律を廢止するよう再度勧告するという勧告であります。

我が国は、国際人権自由権規約を締結しております。この点についての御意見もお伺いをしたいわけであります。

その四は、永住者に対する登録証明書の切りかえ期間を五年から七年に延長したことあります。このことと、家族、友人、知人等の人脈も形成されますが、登録証明書の常時携帯の必要性は全くないものと思つております。

しかしながら、これは将来にわたって、永住者については、切りかえ制度そのものを廃止すべきことを検討すべきではないかというふうに考えます。

これらの諸点につきまして、法務大臣の御所見を承りたいと存じます。

今回の外登法の改正において最も重要な点は、在日外国人に登録証明書を常時携帯する」とを義務づけて、違反行為に罰則を科すという法制度を堅持しております。

参議院の審議の結果、その罰則を二十万円以下の罰金から十万円以下の過料に修正されました。が、不携帯に罰則を科すということのその本質は何ら変わっておりません。平成四年の外登法改正の討議においてもこの点が審議をされ、附帯決議により登録証明書の常時携帯の廃止が強く求められましたが、今回の改正には、ついに盛り込まれなかつたのであります。

また、この点について重要なのは、我が国は、一九八八年十月に開かれた規約人権委員会において、次のような勧告を受けております。すなわち、外国人登録証明書を常時携帯しない外国人を

罰則の対象とし、刑事制裁を科しておる外国人登録法は、規約二十六条に適合しないといいう意見を表明する、委員会はこのようない差別的な法律を廢止するよう再度勧告するという勧告であります。

我が国は、国際人権自由権規約を締結しております。直ちに、委員会の再勧告を受け入れて、実施する責務があると考えます。

また、実質的に見ましても、永住者は、長年にわたり地域社会に融合し、多くの社会的貢献をなすとともに、家族、友人、知人等の人脈も形成されております。登録証明書の常時携帯の必要性は全くないものと思つております。

政府はどういうことを言つておられるかといいますと、永住者にまで登録証明書の常時携帯制度を廃止できない理由について、本邦に在住の許可を得ているかどうかの確認、その身元を即時に確認する必要があるので廃止できないというふうに述べております。

しかしながら、少数の違反者の摘発のために、大部分の適法で善良な永住する在日外国人すべてに対して、日常生活において精神的にも肉体的にも大きな負担になります常時携帯を、罰則によって強制することは、人権上許されることはできません。

日本社会に定着しておる永住者については、即時的な身元の確認などできなくとも、後日登録証明書の提示を求めて確認することで、十分に不法滞在を防止することは可能であります。永住者に対する対しましては、直ちに常時携帯制度を廃止すべきものと考えます。この点について、法務大臣の所信を承りたいと存じます。(拍手)

最後になりますが、我が国これまでの在日外国人に対する制度は、外登法の第一条の「目的」に、在日外国人の公正な管理に資することを目的としておりませんように、いわば管理一辺倒であります。そして、外国人を権利の主体と

(内閣総理大臣小渕恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小渕恵三君) 福岡宗也議員にお答えを申し上げます。

その前に御報告を申し上げますが、先ほどハイジャック事件が発生をいたしました。その結果において、ただいま長島機長が亡くなられたとの報告を受けました。まことに残念のきわみであり、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、事件の徹底的な究明につき、今政府といいたしまして全力を挙げて努力をいたしておりますことを御報告申上げます。

お尋ねの点についてお答えを申し上げます。ま

ず第一点は、国際的な観点から、外国人の人権保障についてございます。

人権の擁護は憲法の柱であり、民主政治の基本でもあって、すべての人々の人権が最大限に尊重される社会の実現に努めるべきものと考えております。したがいまして、我が国に滞在する外国人の方々の基本的人権が尊重されるべきことは言うまでもありません。本改正法案もこうした考え方によつたものであります。

次に、外国人登録法の目的等についてお尋ねであります。しかし、外国人は、我が國に入国し在留することについて許可を受けなければならず、そのような制度のもとにある外国人の居住関係及び身分関係を明確にする外国人登録法の目的としては、引き続き、公正な管理という概念を維持していく必要があると考えております。

また、登録証明書の常時携帯義務につきましては、不法入国者や不法残留者が多数存在する今日の状況の中では、これを廃止することはできないものと考えております。

なお、外国人登録制度のあり方を検討するに当たり、人権に十分配慮することは当然であります。たしたところであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣陣内孝雄君登壇)

○國務大臣陣内孝雄君 福岡議員にお答えを申し上げます。

まず、かつて指紋押捺をしたことがある方々の指紋記録の取り扱いについてお尋ねがございましたが、当局が保管する非永住者に係る指紋原紙に

については、これを破棄する所存であります。

また、登録原票上の押捺指紋につきましては、

平成四年の法改正により指紋押捺が廃止となつた

永住者及び特別永住者のうち、署名及び家族事項の登録という新制度に移行した方々の原票を順次回収し、法務省において指紋欄を抹消の上マイクロフィルム化する等の措置をとっておりますが、

今回廃止となる非永住者につきましても、同様の作業を行つことと考えております。

次に、登録原票の開示についてのお尋ねでございましたが、登録原票には外国人のプライバシーに係る事項を含んでおり、当然のことながら、その取り扱いには慎重な配慮が必要であります。

そこで、今回の改正案におきましては、登録原票の非開示を原則としつゝも、登録原票を開示する場合の規定を整備し、外国人本人、代理人、同居の親族、国の機関または地方公団、弁護士その他政令で定める者が、一定の要件及び範囲で登録原票の写しまたは登録原票記載事項証明書の交付を請求することができる旨を明らかにしたものと考へております。

また、偽りその他不正な手段により、登録原票の写しまたは登録原票記載事項証明書の交付を受けた場合には、罰則が適用されることとなつております。

次に、登録事項について、非永住者に対しても、職業及び勤務所または事務所の名称及び所在地という登録事項を廃止すべきではないかとのお尋ねがございました。

永住者及び特別永住者は、日本の社会への定着性が高く、職業及び勤務所または事務所の名称及び所在地を登録させた上で、これらの事項を通じ

て居住関係及び身分関係を把握しなければならない必要性に乏しいことなどから、これらの事項の登録を要しないことといたしました。

しかしながら、非永住者については、永住者及び特別永住者と異なり、在留資格の上で我が国における在留活動に制限がある者も少なくなく、職業及び勤務所または事務所の名称及び所在地をも登録事項としておく必要があると考えております。

次に、永住者及び特別永住者について、確認申請制度そのものの廃止を検討すべきではないかとのお尋ねでござりますが、確認申請制度は、登録の内容を定期的に点検して、誤りや、事実との不一致が生じていないかどうかを調べ、是正を要するものを発見したときは、その登録の内容を速やかに事実に合致させようとするものであり、永住者、特別永住者であつても、登録の正確性を維持するため必要な制度でありますので、確認申請制度自体を廃止することは困難であります。

最後に、外国人登録証明書の常時携帯制度を廃止すべきとのお尋ねでありますが、不法入国者や不法残留者が多数存在する等の今日的状況の中では、登録証明書の常時携帯制度は、外国人が合法的な在留であるか否かなど、その居住関係または身分関係を即時に把握するために合理的かつ必要なものであり、永住者等についても同様であつて、この制度を廃止することはできないものと考えております。(拍手)

○議長の報告  
(法律公布奏上及び通知)

一、昨二十二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

肥料取締法の一部を改正する法律

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

(理事補欠選任)

一、昨二十二日、懲罰委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 市川 雄一君(理事石田幸四郎君去る)

一月十四日委員辞任につきその補欠選任

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十一分散会

官報(号外)

<p><b>運輸委員</b></p> <p>辞任 橋 康太郎君 赤松 広隆君 今田 保典君 鶴下 一郎君 佐藤 敬夫君 島津 尚純君</p> <p>補欠 鴨下 一郎君 平野 博文君 島津 尚純君 松本 龍君 今田 保典君 橋 康太郎君 松岡 利勝君 能勢 和子君 松岡 利勝君 和子君</p> <p>建設委員</p> <p>辞任 小杉 隆君 小林 守君</p> <p>補欠 田中 和徳君 佐藤 敬夫君</p> <p>議院運営委員</p> <p>辞任 島 聰君 西川太一郎君 中川 正春君 佐々木洋平君</p> <p>補欠 中川 正春君 佐々木洋平君 島 聰君 西川太一郎君</p> <p>懲罰委員</p> <p>辞任 小沢 一郎君 海部 倭樹君 江崎 鐵磨君 西野 陽君</p> <p>補欠 西野 陽君 江崎 鐵磨君 海部 倭樹君 小沢 一郎君</p> <p>(理事補欠選任)</p> <p>一、昨二十二日、石炭対策特別委員会において、次とおり理事を補欠選任した。 理事 小平 忠正君(理事池端清一君去る十 四日委員辞任につきその補欠)</p> <p>(質問書提出)</p> <p>一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は</p>	<p><b>(特別委員辞任及び補欠選任)</b></p> <p>一、昨二十二日、議長において、次とおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>（土井たか子君提出）</p> <p>災害対策特別委員</p> <p>（議案付託）</p> <p>一、昨二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号) 大蔵委員会 付託</p> <p>起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案(中野寛成君外四名提出、衆法第三〇号)</p> <p>産業活力再生特別措置法案(内閣提出第一一六号)</p> <p>以上二件 商工委員会 付託</p> <p>(議案送付)</p> <p>一、昨二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。</p> <p>国旗及び国歌に関する法律案</p> <p>一、昨二十二日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。</p> <p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案</p> <p>肥料取締法の一部を改正する法律案</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案</p> <p>関する法律案</p> <p>（質問書提出）</p> <p>一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は</p>
	<p>（特別委員辞任及び補欠選任）</p> <p>一、昨二十二日、議長において、次とおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>（土井たか子君提出）</p> <p>災害対策特別委員</p> <p>（議案付託）</p> <p>一、昨二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号) 大蔵委員会 付託</p> <p>起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案(中野寛成君外四名提出、衆法第三〇号)</p> <p>産業活力再生特別措置法案(内閣提出第一一六号)</p> <p>以上二件 商工委員会 付託</p> <p>(議案送付)</p> <p>一、昨二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。</p> <p>国旗及び国歌に関する法律案</p> <p>一、昨二十二日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。</p> <p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案</p> <p>肥料取締法の一部を改正する法律案</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案</p> <p>関する法律案</p> <p>（質問書提出）</p> <p>一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は</p>
	<p>（特別委員辞任及び補欠選任）</p> <p>一、昨二十二日、議長において、次とおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>（土井たか子君提出）</p> <p>災害対策特別委員</p> <p>（議案付託）</p> <p>一、昨二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号) 大蔵委員会 付託</p> <p>起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案(中野寛成君外四名提出、衆法第三〇号)</p> <p>産業活力再生特別措置法案(内閣提出第一一六号)</p> <p>以上二件 商工委員会 付託</p> <p>(議案送付)</p> <p>一、昨二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。</p> <p>国旗及び国歌に関する法律案</p> <p>一、昨二十二日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。</p> <p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案</p> <p>肥料取締法の一部を改正する法律案</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案</p> <p>関する法律案</p> <p>（質問書提出）</p> <p>一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は</p>
	<p>（特別委員辞任及び補欠選任）</p> <p>一、昨二十二日、議長において、次とおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>（土井たか子君提出）</p> <p>災害対策特別委員</p> <p>（議案付託）</p> <p>一、昨二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号) 大蔵委員会 付託</p> <p>起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案(中野寛成君外四名提出、衆法第三〇号)</p> <p>産業活力再生特別措置法案(内閣提出第一一六号)</p> <p>以上二件 商工委員会 付託</p> <p>(議案送付)</p> <p>一、昨二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。</p> <p>国旗及び国歌に関する法律案</p> <p>一、昨二十二日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。</p> <p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案</p> <p>肥料取締法の一部を改正する法律案</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案</p> <p>関する法律案</p> <p>（質問書提出）</p> <p>一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は</p>



官報(号外)

一 株式交換契約書  
 二 完全子会社トナル会社ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ関スル事項ニ付其ノ理由ヲ記載シタル書面  
 三 前条第一項ノ株主總会ノ会日ノ前六月内ノ日ニ於テ作リタル株式交換ヲ為ス各会社ノ貸借対照表  
 四 前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ニ非ザルトキハ最終ノ貸借対照表  
 五 株式交換ヲ為ス各会社ノ最終ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書  
 六 前号ノ損益計算書ノ外第三号ノ貸借対照表ト共ニ損益計算書ヲ作リタルトキハ其ノ損益計算書  
 株主ハ營業時間内何時ニテモ前項ノ書類ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ反対ノ意思ヲ通知シ且總会ニ於テ株式交換契約書ノ謄本若ハ抄本ヲ交付スルトキハ  
 第三百五十五条 第三百五十三条第一項ノ株主ニ先チ会社ニ対シ書類ヲ以テ株式交換ニ承認シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ株式交換契約書ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得  
 第三百五十六条 完全親会社トナル会社ハ株式ノ發行洛株式ノ総数ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ其ノ会社ニ於テハ第三百五十三条第一項ノ承認ハ之ヲ得ルコトヲ得  
 第二百四十五条ノ三及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第三百五十六条 完全親会社トナル会社ハ株式交換ニ際シテ為ス新株ノ發行ニ代ヘテ其ノ有スル自己ノ株式ニシテ第二百十一条ノ規定ニ依リ相当ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ要スルモノヲ完全子会社トナル会社ノ株主ニ移転スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ移転スベキ株式ノ

総数、額面無額面ノ別、種類及數ヲ株式交換契約書ニ記載スルコトヲ要ス  
 第三百五十七条 完全親会社トナル会社ノ資本ハ株式交換ノ日ニ於テ完全子会社トナル会社ニ現存スル純資産額ニ其ノ会社ノ發行済株式ノ総数ニ対スル株式交換ニ因リテ完全親会社トナル会社ニ移転スル株式ノ數ノ割合ヲ乗じシテヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ増加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ株式交換ニ際シテ額面株式ヲ發行スルトキハ一株ノ金額ニ其ノ株式ノ総数ヲ乗ジタル額ハ之ヲ資本ニ組入ルルコトヲ要ス  
 二 前条ノ規定ニ依リ完全子会社トナル会社ノ株主ニ移転スル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額  
 第三百五十八条 完全親会社トナル会社ガ株式交換ニ際シテ發行スル新株ノ総数ガ其ノ会社ノ發行洛株式ノ総数ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ其ノ会社ニ於テハ第三百五十三条第一項乃至第五項及第二百四十五条ノ三第二項ノ規定ハ第五項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 完全親会社トナル会社ノ發行済株式ノ総数ノ六分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ガ第五項ノ規定ニ依ル反対ノ意思ノ通知ヲ為シタルモトキハ此ノ条ニ定メタル手続ニ依ル株式交換ハ之ヲ為スコトヲ得ズ  
 第一百四十五条ノ三及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第三百五十六条 完全親会社トナル会社ハ株式交換ニ際シテ為ス新株ノ發行ニ代ヘテ其ノ有スル自己ノ株式ニシテ第二百十一条ノ規定ニ依リ相当ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ要スルモノヲ完全子会社トナル会社ノ株主ニ移転スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ移転スベキ株式ノ

五百八条第四項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ日」トス  
 第三百五十九条 完全子会社トナル会社ハ第三百五十二条第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ其ノ旨並ニ株式交換ノ日ノ前日迄ニ株券及端株券ヲ会社ニ提出スベキ旨並ニ株式交換ノ日ニ於テ株券及端株券ハ無効トナル旨ヲ其ノ日ノ一月前ニ公告シ且株主名簿ニ記載アルノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス  
 第二百六十条 取締役ハ株式交換ノ日、其ノ日ニ於テ完全子会社トナル会社ニ現存スル純資産額ニ株式交換ニ因リテ完全親会社ニ移転シタル完全子会社ノ株式ノ數ノ他ノ株式交換ニ際シテ株式交換契約書ニ記載シタル書面ヲ株式交換ニ付スル日ノヨリ六月間本店ニ備置クコトヲ要ス  
 第三百五十四条 第二項ノ規定ハ前項ノ書面ニ之ヲ準用ス  
 第三百六十二条 完全親会社トナル会社ノ取締役及監査役ニシテ株式交換前ニ就職シタルモノハ株式交換契約書ニ別段ノ定メタルトキヲ除クノ外株式交換後最初ニ到来スル決算期ニ關スル定期総会ノ終結ノ時ニ退任ス  
 第三百六十三条 第二百六十二条ノ規定ハ株式交換ニ因ル株式併合ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ株式併合セザル場合ニ於テ完全子会社トナル会社ノ株式ヲ目的トスル質權ニ之ヲ準用ス  
 第三百五十条第一項及第三項ノ規定ハ第三百五十三条第六項ノ完全親会社トナル会社ノ執



**前項ニ掲グル書類二、同条第三項ノ規定ハ子会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グル書類)」に改める。**

第四十四条ノ三 親会社ノ社員ニシテ其ノ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル出資□數ヲ有スルモノハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ会計ノ帳簿及書類ノ

記載しなければならない。

第七条第三項の規定により子会社に対し  
て会計に関する報告書を求め、又は子会社の  
業務及び財産の状況を調査したときは、そ  
の方法及び結果

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商法第二百八十五条ノ四、第二百八十五条ノ五第一項、第二百八十五条ノ六第二項及び第三項、第二百九十条第一項並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規定並びに附則第六条中農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第二十三条第三項及び第十四条第一項の改正規定、附則第七条中商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十九条ノ三第三項及び第四十条ノ一第一項の改正規定、附則第十条中証券取引法(昭和二十一年法律第一百三十二号)第五十二条第一項の改正規定、附則第九条中農業協同組合法(昭和二年法律第二十一条号)第五十三条第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第十三条中水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十一号)第五十六条第一項の改正規定、附則第十二条中協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第十二条第一項の改正規定、附則第十三条中船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第二百七十七号)第四十二条第一項の改正規定、附則第十六条中信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十五条の三第三項及び第五十七条第一項の改正規定、附則第十八条中労働金庫法(昭和二十六年法律第五十九号)第十七条の二第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第十六条の規定、附則第二十七条中保険業法(平成七年法律第二百五号)第十五条に一項を加え

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商法第二百八十五条並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規定並びに附則第六条中農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第二十三条第三項及び第十九条ノ三第三項及び第四十条ノ一第一項の改正規定、附則第九条中農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第五十二条第一項の改正規定、附則第十条中証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十三条第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第一百四十二条)第五十六条第一項の改正規定、附則第十二条中協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第二条第一項の改正規定、附則第十三条中船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第二百七十七号)第四十二条第一項の改正規定、附則第十六条中信用金庫法(昭和二十一年法律第二百三十八号)第五十五条の三第三項及び第五十七条第一項の改正規定、附則第十八条中労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第六十一条第一項の改正規定、附則第二十三条中銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十七条の二第三項の改正規定、附則第五条中商法第二百八十五条ノ四、第二百八十五条ノ五第一項、第二百八十五条ノ六第二項及び第二项、第二百九十条第

第四十四条ノ三 親会社ノ社員ニシテ其ノ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル出資〔数ヲ有スルモノハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得。

第四十五条第一項の次に次の一項を加える。  
検査役ハ其ノ職務ヲ行使フ為必要アルトキハ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得。

第四十六条第一項中「及第二百九十三条ノ七」を、「第二百九十三条ノ七及第二百九十三条ノ八第二項」に改める。

第八十五条第一項中「職務代行者ガ」の下に「本法ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧若ハ謄写若ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ」を加える。

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

第三条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第六項」の下に「及び第七項」を加え、同条に次の一項を加える。

7 株式移転によつて会社を設立する場合においては、設立する完全親会社の会計監査人の氏名又は名称について商法第三百六十五条规定の株主総会の承認を受けなければならぬ。

同条第四項中「及び第三項」を削る。

第十三條第二項を次のように改める。

前項の監査報告書には、次に掲げる事項をい。

第七条第三項中「求める」を「求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する」に改め、

第四十四条ノ二 親会社ノ社員ニシテ其ノ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル出資〔数ヲ有スルモノハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

第四十五条第一項の次に次の一項を加える。  
検査役ハ其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキハ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第四十六条第一項中及第二百九十三条ノ七を「、第二百九十三条ノ七及第二百九十三条ノ八第一項」に改める。

第八十五条第二項中「職務代行者ガ」の下に「本法ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧若ハ謄写若ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ、」を加える。

第三条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正

第三条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第六項」の下に「及び第七項を加え、同条に次の一項を加える。

7 株式移転によつて会社を設立する場合においては、設立する完全親会社の会計監査人の氏名又は名称について商法第三百六十五条规定の株主総会の承認を受けなければならぬ。

第七条第三項中「求める」を「求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する」に改め、同条第四項中「及び第三項」を削る。

第四十四条ノ三 親会社ノ社員ニシテ其ノ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル出資「数ヲ有スルモノハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ会計ノ帳簿及書類ノ閲覽又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

第四十五条第一項の次に次の一項を加える。

検査役ハ其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキハ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第四十六条第一項中「及第二百九十三条ノ七」を、「第一百九十三条ノ七及第二百九十三条ノ八第二項」に改める。

第八十五条第二項中「職務代行者ガ」の下に「本法ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ書類ノ閲覽若ハ謄写若ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ、」を加える。

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

第三条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第六項」の下に「及び第七項」を加え、同条に次の一項を加える。

7 株式移転によつて会社を設立する場合における法律の一部改正する。

いては、設立する完全親会社の会計監査人の氏名又は名称について商法第三百六十五条规定第一項の株主総会の承認を受けなければならぬ。

同条第四項中「及び第三項」を削る。

第十三条第二項を次のように改める。

第七条第三項中「求める」を「求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する」に改め、同条第四項中「及び第三項」を削る。

前項の監査報告書には、次に掲げる事項を

二掲グル書類二 同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限公司法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グル書類)に改める。

第四百九十八条第一項第二十号中「第三百三十九条第三項」の下に「、第三百五十四条第一項、第三百六十条第一項(第三百七十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百六十六条第一項」を加え、同条第二項中「者ガ」の下に「本編ノ規定ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧若ハ謄写若ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ、」を加える。

(有限会社法の一部改正)

第二条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項を次のように改める。

商法第二百六十三条第二項ノ規定ハ第一項二掲グル書類二、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ第一項ニ掲グル書類(子会社ガ株式会社ナルトキハ同条第一項ニ掲グル書類)ニ之ヲ準用ス

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条ノ一 親会社ノ社員ハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ商法第二百六十条ノ四第三項ニ掲グル議事録ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得商法第二百六十条ノ四第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十八条ノ二 第二項中「書類二」の下に「、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類(子会社ガ株式会社ナルトキハ同条第一項ニ掲グル書類)ニ」を加える。

第四十四条ノ二の次に次の一条を加える。

第四十四条ノ三 親会社ノ社員ニシテ其ノ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル出資〔数ヲ有スルモノハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得。

第四十五条第一項の次に次の一項を加える。  
検査役ハ其ノ職務ヲ行使フ為必要アルトキハ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得。

第四十六条第一項中「及第二百九十三条ノ七」を、「第二百九十三条ノ七及第二百九十三条ノ八第二項」に改める。

第八十五条第一項中「職務代行者ガ」の下に「本法ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧若ハ謄写若ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ」を加える。

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

第三条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第六項」の下に「及び第七項」を加え、同条に次の一項を加える。

7 株式移転によつて会社を設立する場合においては、設立する完全親会社の会計監査人の氏名又は名称について商法第三百六十五条规定の株主総会の承認を受けなければならぬ。

同条第四項中「及び第三項」を削る。

第十三條第二項を次のように改める。

前項の監査報告書には、次に掲げる事項をい。

第七条第三項中「求める」を「求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する」に改め、

第四十四条ノ二 親会社ノ社員ニシテ其ノ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル出資〔数ヲ有スルモノハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

第四十五条第一項の次に次の一項を加える。  
検査役ハ其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキハ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第四十六条第一項中及第二百九十三条ノ七を「、第二百九十三条ノ七及第二百九十三条ノ八第一項」に改める。

第八十五条第二項中「職務代行者ガ」の下に「本法ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧若ハ謄写若ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ、」を加える。

第三条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正

第三条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第六項」の下に「及び第七項を加え、同条に次の一項を加える。

7 株式移転によつて会社を設立する場合においては、設立する完全親会社の会計監査人の氏名又は名称について商法第三百六十五条规定の株主総会の承認を受けなければならぬ。

第七条第三項中「求める」を「求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する」に改め、同条第四項中「及び第三項」を削る。

第四十四条ノ三 親会社ノ社員ニシテ其ノ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル出資「数ヲ有スルモノハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ会計ノ帳簿及書類ノ閲覽又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

第四十五条第一項の次に次の一項を加える。

検査役ハ其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキハ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第四十六条第一項中「及第二百九十三条ノ七」を、「第一百九十三条ノ七及第二百九十三条ノ八第二項」に改める。

第八十五条第二項中「職務代行者ガ」の下に「本法ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ書類ノ閲覽若ハ謄写若ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ、」を加える。

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

第三条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第六項」の下に「及び第七項」を加え、同条に次の一項を加える。

7 株式移転によつて会社を設立する場合における法律の一部改正する。

いては、設立する完全親会社の会計監査人の氏名又は名称について商法第三百六十五条规定第一項の株主総会の承認を受けなければならぬ。

同条第四項中「及び第三項」を削る。

第十三条第二項を次のように改める。

第七条第三項中「求める」を「求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する」に改め、同条第四項中「及び第三項」を削る。

前項の監査報告書には、次に掲げる事項を

記載しなければならない。

一 第七条第三項の規定により子会社に対しても、会計に関する報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果

二 商法第二百八十二条ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)を第十四条第三項第二号中「第十一号」を「第十一号」に、「及び第九号」を「第九号及び第十一号」に改める。

第十五条中「第一百八十二条」の下に「(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十五条中「第一百八十三条第一項」の下に「、第三百六十三条第二項及び第五項、第三百七十二条第二項」を加える。

第三十条第一項第四号中「、同条第四項において準用する商法第一百七十四条ノ二第二項」を「若しくは第三項」に、「同法」を「商法」に改め、同項第七号中「第一百八十二条第二項」の下に「又は第三項(有限会社法第四十三条ノ二第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「(昭和十三年法律第七十四号)」を削り、「第七条第四項において準用する商法第一百七十四条ノ三第一項」を「第七条第三項」に改める。

記載しなければならない。

一 第七条第三項の規定により子会社に対しても会計に関する報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果

二 商法第二百八十二条ノ三第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十二号に掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)第十四条第三項第三号中「第十一号」を「第十一号」に、「及び第九号」を「第九号及び第十一号」に改める。

第十五条第一項第一号中「二百八十二条」の下に「(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十三条ノ二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十五条第一項第一号中「二百八十三条第一項」の下に「、第三百六十三条第二項及び第五項、第二百七十二条第二項」を加える。

第三十条第一項第四号中「、同条第四項において準用する商法第二百七十四条ノ三第二項」を「若しくは第三項」に、「同法」を「商法」に改め、同項第七号中「第二百八十二条第二項」の下に「又は第三項(有限会社法第四十三条ノ一第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「(昭和十三年法律第七十四号)」を削り、「第七条第四項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項」を「第七条第三項」に改める。

記載しなければならない。

一 第七条第三項の規定により子会社に対しても會計に関する報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果

二 商法第二百八十二条ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十二号に掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、會計に関する部分に限る。)第十四条第三項第三号中「第十一号」を「第二号」に、「及び第九号」を「第九号及び第十一号」に改める。

第十五条中「第一百八十二条」の下に「(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十三条ノ二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十五条中「第二百八十二条第一項」の下に「、第三百六十三条第二項及び第五項、第二百七十二条第二項」を加える。

第三十条第一項第四号中「、同条第四項において準用する商法第二百七十四条ノ三第二項」に「又は第三項(有限会社法第四十三条ノ二第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「(昭和十三年法律第七十四号)」を削り、「第七条第四項において準用する商法第二百七十四条ノ三第二項」を「第七条第三項」に改める。

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商法第二百八十五条ノ四、第二百八十五条ノ五第一項、第二百八十五条ノ六第二項及び第三項、第二百九十条第一項並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規定並びに附則第六条中農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第二十三条第三項及び第十四条第一項の改正規定、附則第七条中商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十九条ノ三第三項及び第四十条ノ一第一項の改正規定、附則第十条中証券取引法(昭和二十一年法律第一百三十二号)第五十二条第一項の改正規定、附則第九条中農業協同組合法(昭和二年法律第二十一条号)第五十三条第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第十三条中水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十一号)第五十六条第一項の改正規定、附則第十二条中協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第十二条第一項の改正規定、附則第十三条中船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第二百七十七号)第四十二条第一項の改正規定、附則第十六条中信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十五条の三第三項及び第五十七条第一項の改正規定、附則第十八条中労働金庫法(昭和二十六年法律第五十九号)第十七条の二第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第十六条の規定、附則第二十七条中保険業法(平成七年法律第二百五号)第十五条に一項を加え

る改正規定、同法第五十五条第一項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第一百十二条の二第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第一百五十五条第二項、第一百八十八条第一項、第一百九条及び第一百九十九条の改正規定並びに同法附則第五十九条第一項及び附則第九十条第二項を削る改正規定、附則第二十九条中株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第七条第二項の改正規定並びに附則第三十一条中特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五号)第一百一条第一項及び第一百一条第三項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

二　証券投資法人（証券  
　　法人に關する法律（昭  
　　十八号）第二条第十一  
　　款人をいう。）につい  
　　て掲げる改正規定  
　　期間（同法第三百三十二  
　　条の規定をいう。）の決  
　　議等の評価

二百八十九条ノ二  
三百項に、「第二百三  
三条ノ八第一項及  
「有限会社法」の下  
号)を、「第十一各  
十八条ノ二第一項  
を、「第五十二条ノ  
等の保管及び振替  
法律第三十号)第三  
下に「(親会社(商法  
限会社法第二十四  
ヲ含ム以下本項ニ  
会社ヲ謂フ以下之  
会社(商法第二百  
子会社ヲ謂フ以下  
ヲ為シタルトキハ

第二項及ビ第二百八十二条  
九十四条並ニを「第二百九  
ビ第二百九十四条」に改  
ニ(昭和十三年法律第七十  
六ノ二第一項)の下に、「第  
四十四条ノ三第一項」の下  
ニ第三項の下に「並ニ株  
子会社」を加える。

第十九条 同条第二項中「為  
主ガ子会社ノ責  
子会社次項ニ於  
換、株式移転又  
七」を「第一百三十五  
(農林中央金庫注  
第六条 農林中央  
する。  
第八条ただし  
に「同法第四百  
類二、同条第三  
ル書類(子会社サ  
法第七十五条第

律第三十二條第七項を「前項ノス前」の下に「会社ノ親会社ノ類ニ付キ申請ヲ為シタルテ之ニ同ジノ」を加える。  
ノ七中「会社ノ」の下に「二条ノハ」を加える。  
ノ九第一項中「第二百三十」を「二条ノハ」に改める。  
法の一部改正)

(金錢債権等の評価)に關する第三条 附則第一条ただし施行前に開始した営業資による持分の評価(以降「債権等の評価」という。)の例による。次の各号に於いても、同様とする。

一 農林中央金庫、商

同組合及び農業協同組合、漁業協同組合連合及び水産加工業協同組合及び信用金庫及び労働金庫等の評価に關する

する経過措置)し書に掲げる改正規定の年度の決算期における金債券及び株式その他の出資の額において「金銭債権」の条に於ては、なお從前( )に掲げる金銭債権等の評定に於ける金庫組合連合会並びに労働組合連合会についての、附則

六、六年法律第七十四  
する。  
附則第十八条第  
株式交換、株式移  
附則第二十一条第  
加える。  
商法第三百五  
条ノ三第八項の「  
とする。  
(非訟事件手続法の  
第五条 非訟事件手  
四号)の一部を次の  
第一百一十六条第  
十二年法律第四十  
第二項」の下に、「

一項第一号中「会社の」の記載を次のように  
規定の適用についても、  
一項に後段として次のよう  
一項改正する。  
一項中「商法」の下に「(昭和二年法律  
八号)」を、「第二百五十九条」に  
第一項六十三条第四項

改正  
下に  
うに  
下に  
うに  
第百三十二  
「、第三百六十  
一項を加える  
第一百三十二  
第二項」の下に  
第三百七十一  
ム)、第三百五  
「同法第一百四  
第一百三十一  
四第四項」の下  
法第一百四十  
含ム)、第二百  
条第四項及び  
特例に関する  
号)第十五条ニ

「同項」の下に  
四十九条  
一項(同法  
場合ヲ含  
「同項」を  
める。  
六十条ノ  
第四項(同  
ベル場合ヲ  
第四百二十  
る商法の  
第二十二  
ム)及ビ第







定により子会社(第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。)に対して会計に関する報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果

二 前条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十二条ノ三第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十二号に掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)

第三十七条の二第八項第三号中「第十一号」を「第十二号」に、「及び第九号」を、第九号及び第十一号に改め、同条第十項中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。第九十一条において「商法特例法」という。)」を「商法特例法」に改める。

第五十四条の十五第一項中(第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。)を削る。

第五十五条の三第三項中(第五十七条第一項第五号において「利益相当額」又は「損失相当額」という。)を削る。

第五十七条第一項中「得た額をいう。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 資産につき時価を付すものとした場合(第五十五条の二において準用する商法第二百八十五条ノ一第一項ただし書及び第二百八十五条ノ二第一項において準用する同法第二百八十五条ノ五第一項

及び第二百八十五条ノ六第一項において準用する場合を含む。)の場合を除く。)において、その付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額

第六十四条中「第三十七条第九項」との下に「前項二掲タル書類二、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲タル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限公司法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲タル書類)」とあるのは「前項ニ掲タル書類」とを加える。

第七条第四項を削り、「第二百七十四条ノ三第一項」を「第二百七十四条ノ二第一項又は準用商法特例法第七条第三項」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第十七条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二条)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項及び第二百十二条第一項中「社債の発行」の下に「株式交換、株式移転」を加える。

第二百二十二条の次に次の二条を加える。

(株式交換)

第一百二十三条の二 会社が他の会社と株式交換をするときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 他の会社の商号

二 他の会社が完全親会社(商法第三百五十一条第一項において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二百八十五条ノ二第一項において準用する同法第二百八十五条ノ五第一項

項(これらの規定を第五十五条の二において準用する同法第二百八十五条ノ五第一項

は、その規定

### 三 完全親会社となる会社が完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下同じ。)となる会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に対する発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項

四 株式交換に際してする新株の発行に代えて、完全親会社となる会社が有する自己の株式で商法第二百十一条(自)株式の処分)の規定により相当の時期に処分することを要するものを完全子会社となる会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に移転するときは、移転すべき株式の額面無額面の別、種類及び数

五 完全親会社となる会社の増加すべき資本の額及び資本準備金に関する事項

六 完全子会社となる会社の株主に金銭を支払い、又は社債を割り当てるなどを定めたときは、その規定

七 共同株式移転(会社が他の会社と共同してする株式移転をいう。以下同じ。)をするときは、その旨

八 共同株式移転をする場合において、他の会社が株式移転の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配をするときは、その限度額

九 新会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二百二十四条第一項(会計監査人の監査)に規定する株式会社(第二百二十四条第八号において「大会社」という。)であるときは、新会社の会計監査人の氏名又は名称

十 他の会社が完全親会社となる場合において、商法第三百六十一条(完全親会社となる会社の従前の役員の任期)の別段の定めをしたときは、その規定

### (株式移転)

第二百二十三条の二 会社が株式移転をして完全親会社たる新会社を設立するときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新会社の定款の規定

二 更生債権者、更生担保権者又は株主に対する発行すべき株式の種類及び数並びにその割当てに関する事項

三 新会社の資本の額及び資本準備金に関する事項

四 株主に金銭を支払い、又は社債を割り当てるなどを定めたときは、その規定

五 株式移転をすべき時期

六 新会社の取締役及び監査役の氏名

七 共同株式移転(会社が他の会社と共同してする株式移転をいう。以下同じ。)をするときは、その旨

八 共同株式移転をする場合において、他の会社が株式移転の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配をするときは、その限度額

九 新会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二百二十四条第一項(会計監査人の監査)に規定する株式会社(第二百二十四条第八号において「大会社」という。)であるときは、新会社の会計監査人の氏名又は名称

十 他の会社が完全親会社となる場合において、商法第三百六十一条(完全親会社となる会社の従前の役員の任期)の別段の定めをしたときは、その規定





<p>五 株式交換により資本を増加するときは、商法第三百五十七条前段に規定する限度額を証する書面</p> <p>六 商法第三百五十八条第五項の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する株式の総数を証する書面</p> <p>七 商法第三百五十九条第一項の規定による公報をしたこととを証する書面</p> <p>(株式移転による設立の登記)</p> <p>第八十九条の三 株式移転による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 前条第一号及び第三号に掲げる書面</p> <p>二 第八十条第一号、第八号及び第九号に掲げる書面</p> <p>三 商法第三百六十七条规定する額を証する書面</p> <p>四 商法第三百六十八条第一項の規定による公報をしたこととを証する書面</p> <p>2 第五十五条第一項の規定は、前項の登記に準用する。</p> <p>(法人税法の一部改正)</p> <p>第二十条 法人税法(昭和四十年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第十七号中へをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。</p> <p>八 商法第三百五十二条第一項の株式交換又は同法第三百六十四条第一項の株式移転による同法第三百五十二条第一項の完全親会社の完全子会社株式(同項の完全</p>
<p>子会社となる法人の株式で当該完全親会社が当該株式交換又は当該株式移転により当該完全子会社の株主から受け入れた株式をいう。)の受入価額から当該株式交換により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額又は当該株式移転により設立された当該完全親会社の資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を控除した金額</p> <p>(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十一条 金融機関の合併及び転換に関する法律の一部(昭和四十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条第一項中「商法第二百十条第一号から第五号まで若しくは第二百十条ノ二第一項(自己株式)の規定により取得して所有する株式」を「その所有する自己の株式で商法第二百十一条(自己株式の処分)の規定により相当の時期に処分する」と要するものに改める。</p> <p>(預金保険法の一部改正)</p> <p>第十一条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十六条第一項第三号中「又は営業」を「、営業に改め、「いふ。」の下に「、株式交換又は株式移転」を加え、同項第四号並びに同条第三項第二号及び第四号中「又は営業譲渡等」を「、営業譲渡等、株式交換又は株式移転」に改め、「営業譲渡等」を「、営業譲渡等又は株式交換」に改め、「金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加える。</p> <p>第六十八条第一項中「又は営業譲渡等」を「、営業譲渡等又は株式交換」に改め、同条第二項中「又は営業譲渡等」を「、営業譲渡等又は株式交換」に改め、「金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加える。</p> <p>第六十九条第一項中「係る合併又は営業譲渡等」を「係る合併、営業譲渡等若しくは株式交換」に改め、「除く。」の下に「又は株式交換の当事者となる銀行持株会社等」を加え、「当該合併又は営業譲渡等」を「当該合併、営業譲渡等又は株式交換」に改め、「当該金融機関」の下に「又は緊急性の認定に係る株式交換の当事者である銀行持株会社等(以下「緊急性の認定に係る銀行持株会社等」という。)」を加え、同条第四項中「登記」の下に「又は緊急性の認定に係る株式交換による変更の登記」を加える。</p> <p>第七十一条の見出し中「効果」を「効果等」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>3 緊急性の認定に係る金融機関である銀行等及び緊急性の認定に係る銀行持株会社等の株式交換が行われた場合には、第七十四項及び第七十六条の二の規定に係る手続を行うために必要な範囲内において、いまだ株式交換の效力が生じていないものとみなす。</p> <p>第七十四条第一項中「同一。」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加え、「又は</p>
<p>銀行政持株会社等の貸借対照表(救済金融機関又は救済銀行持株会社等)」「当該各金融機関を当該金融機関又は銀行持株会社等に改め、同条第六項及び第七項中「金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加え、同条第八項中「金融機関が」を「者が」に改め、「商法」の下に「第三百五十八条又は」を加え、「銀行」を「銀行等又は銀行持株会社等」に改め、「商法」の下に「第三百五十八条又は」を加え、「同条第四項中「銀行」を「銀行等又は銀行持株会社等」に改め、「商法」の下に「第三百五十八条又は」を加え、「同条第四項中「株式交換契約書ヲ作リタル日」とあり、並びに同法第四百三十三条ノ三第四項に改める。</p> <p>第七十条の見出し中「又は営業譲渡等」を「、営業譲渡等又は株式交換」に改め、同条第一項中「又は営業譲渡等」を「、営業譲渡等又は株式交換」に改め、「いふ。」の下に「又は緊急性の認定に係る株式交換の当事者である銀行持株会社等(以下「緊急性の認定に係る銀行持株会社等」という。)」を加え、同条第四項中「登記」の下に「又は緊急性の認定に係る株式交換による変更の登記」を加える。</p> <p>第七十一条の見出し中「効果」を「効果等」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>3 緊急性の認定に係る金融機関である銀行等及び緊急性の認定に係る銀行持株会社等の株式交換が行われた場合には、第七十四項及び第七十六条の二の規定に係る手続を行うために必要な範囲内において、いまだ株式交換の效力が生じていないものとみなす。</p> <p>第七十四条第一項中「同一。」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加え、「又は</p>
<p>銀行政持株会社等の貸借対照表(救済金融機関又は救済銀行持株会社等)」「当該各金融機関を当該金融機関又は銀行持株会社等に改め、同条第六項及び第七項中「金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加え、同条第八項中「金融機関が」を「者が」に改め、「商法」の下に「第三百五十八条又は」を加え、「銀行」を「銀行等又は銀行持株会社等」に改め、「商法」の下に「第三百五十八条又は」を加え、「同条第四項中「株式交換契約書ヲ作リタル日」とあり、並びに同法第四百三十三条ノ三第四項に改める。</p> <p>第七十条の見出し中「又は営業譲渡等」を「、営業譲渡等又は株式交換」に改め、「商法」の下に「第三百五十八条又は」を加え、「同条第四項中「株式交換」を「、営業譲渡等又は株式交換」に改め、「いふ。」の下に「又は緊急性の認定に係る株式交換の当事者である銀行持株会社等(以下「緊急性の認定に係る銀行持株会社等」という。)」を加え、同条第四項中「登記」の下に「又は緊急性の認定に係る株式交換による変更の登記」を加える。</p> <p>第七十一条の見出し中「効果」を「効果等」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>3 緊急性の認定に係る金融機関である銀行等及び緊急性の認定に係る銀行持株会社等の株式交換が行われた場合には、第七十四項及び第七十六条の二の規定に係る手続を行うために必要な範囲内において、いまだ株式交換の效力が生じていないものとみなす。</p> <p>第七十四条第一項中「同一。」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加え、「又は</p>

「営業譲渡等」を、「営業譲渡等又は株式交換」に改め、同条第二項第一号中「又は営業」を、「営業」に改め、「譲受け」の下に「又は株式交換」を加え、「次号に掲げる場合を「次号及び第一号の二に掲げるもの」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の一次に掲げる株式交換についての承認

商法第三百四十八条第一項の決議

イ 完全親会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ。)となつた銀行等又は銀行持株会社等の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあり完全子会社(同項に規定する完全子会社をい。以下同じ。)となつた銀行等又は銀行持株会社等が株式交換により定款を変更しない場合における当該完全子会社とならぬ銀行等の株式交換についての承認

ロ 完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等が株式交換により定款を変更していに規定する定めを設ける場合における当該完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等の株式交換についての承認及び完全子会社となつた銀行等の定款にその定めがないときの当該完全子会社となつた銀行等の株式交換についての承認

第七十四条第四項中「金融機関」の下に「又は銀行等又は銀行持株会社等は」「又は営業譲渡等」を、「営業譲渡等又は株式交換」に改め、「又は営業の全部」を、「営業の全部」に、「又は営業譲渡等」を、「営業譲渡等又は株式交換」に改め、「又は救済銀行持株会社等」を加え、同項を同条第八項とし、同条株式交換により完全親会社となつた銀行等若し

くは銀行持株会社等に改め、同条第六項中「第二項第一号に定める決議」を「第二項第一号又は第二号の二に定める決議(同号に定める決議については、完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等におけるものに限る。)」に改め、「同法」の下に「第三百五十三条第七項の規定は第二項第一号の二に規定する場合について、同法」を加え、同条第九項中「本店」を、「緊急性の認定に係る銀行持株会社等の取締役は、同項の株主総会等の会日の二週間前から同項に規定する期限(当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の期限)の到来した日以後六月を経過する日まで、当該緊急性の認定に係る株式交換の当事者である全部の銀行等又は銀行持株会社等の同法第三百五十四条第一項各号に掲げる書類(株式交換により完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等に記載された書類及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面)を本店に改め、同条第一項中「金融機関」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加える。

第七十六条の二 緊急性の認定に係る株式交換の当事者である銀行等又は銀行持株会社等の株式交換についての承認

第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第七十九条の見出し中「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等又は株式交換」に改め、「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加え、同条第五項中「銀行等」は「又は銀行等又は銀行持株会社等は」「又は営業譲渡等」を、「営業譲渡等又は株式交換」に改め、「又は営業の全部」を、「営業の全部」に、「又は救済銀行持株会社等」を加え、同項を同条第八項とし、同条株式交換により完全親会社となつた銀行等若し

告」、かつ、株主及び株主名簿に記載のある質権者には各別にこれを通知しなければならない。

二 前項の期間は、一月を下つてはならない。

三 商法第二百十六条の規定は、第一項の手続について準用する。

第七十八条の次に次の二条を加える。

(株式交換に反対する株主の株式買取請求権)

第七十八条の二 緊急性の認定に係る株式交換で当該株式交換の当事者である銀行等又は銀行持株会社等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたものを行つた銀行等又は銀行持株会社等の株主で、同項の株主総会に先立つて当該銀行等又は銀行持株会社等に対し書面をもつて株式交換に反対の意思を通知し、かつ、当該株主総会において株式交換の承認に反対したものは、当該銀行等又は銀行持株会社等に対し、その者の所有する株式を、株式交換がなかつたならばその株式の有してあつては、当該株式交換の当事者である全部の銀行等又は銀行持株会社等の同項各号に掲げる書類及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面(以下「本店」といふ)に改め、同条第一項中「金融機関」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加える。

二 第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

三 第百三十二条第一項ノ三、第一百三十五条ノ七及び第一百四十条の規定を準用する。この場合において、変更の登記を当該銀行等又は銀行持株会社等の本店及び支店の所在地の登記所に嘱託するものとする。

四 緊急性の認定に係る株式交換については、商法第三百六十条及び第三百六十三条第一項並びに非訟事件手続法第二百一十六条第一項、第三百三十二条第一項ノ三、第一百三十五条ノ七及び第一百四十条の規定を準用する。この場合において、商法第三百六十条第一項及び第三百六十条第一項中「株式交換ノ日ヨリ」とあるのは、「預金保険法第七十四条第一項ニ規定スル期限(当該期限が同条第四項ノ規定ニ依リ延長セラレタル場合ニハノ延長後ノ期限)ノ到来セル日ヨリ」と読み替えるものとする。

五 第八十二条第一項中「又は営業譲渡等」を、「営業譲渡等又は株式交換」に改め、「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加え、同条第五項中「銀行等」は「又は銀行等又は銀行持株会社等は」「又は営業譲渡等」を、「営業譲渡等又は株式交換」に改め、「又は救済銀行持株会社等」を加え、同項を同条第八項とし、同条株式交換により完全親会社となつた銀行等若し

告がされたときは、当該株式交換は株式交換の時にさかのばつて効力を失う。ただし、完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等、その株主及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

六 株式交換についての第一項の規定による公告がされたときは、当該株式交換は株式交換の時にさかのばつて効力を失う。ただし、完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等、その株主及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

七 金融再生委員会は、株式交換についての第一項の規定による公告をしたときは、完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等について、変更の登記を当該銀行等又は銀行持株会社等の本店及び支店の所在地の登記所に嘱託するものとする。

八 第八十一条に次の二項を加える。

九 第八十二条第一項中「株式交換ノ日ヨリ」とあるのは、「預金保険法第七十四条第一項ニ規定スル期限(当該期限が同条第四項ノ規定ニ依リ延長セラレタル場合ニハノ延長後ノ期限)ノ到来セル日ヨリ」と読み替えるものとする。

十 第八十二条第一項中「又は営業譲渡等」を、「営業譲渡等又は株式交換」に改め、「第一百四十五条规定」の下に「第二百五十三条第一項及び第三百五十三条第二項」を、「第三百五十三条第一項」に、「又は救済銀行持株会社等」を加え、同項を同条第八項とし、同条株式交換により完全親会社となつた銀行等若し

三百六十二条第一項及び第三項、第二百六十二  
条第二項、三四二、三五〇。

第九十三条第一号中「又は営業譲渡等」を、「営業譲渡等又は株式交換」に改め、同条第五号中「又は第八十条第一項」を、「第八十条第一項」に改め、「第四百四十四条ノ一の規定」の下に「又は第八十条第四項において準用する同法第三百六十二条の規定」を、「第四百四十四条ノ一第一項」の下に「又は第八十条第四項において準用する同法第三百六十六条第一項」を加える。  
(銀行法の一部改正)

項(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第二十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する親会社をいう。)の株主又は社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会社の実質株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができ  
る。

第三十五条第一項に後段として次のように加える。

商法第三百五十八条第八項及び第四百三十二条ノ三第八項の規定の適用についても、同様

**第二十二条** 銀行法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第三項中「次項において」利益相当額又は「損失相当額」という。」を削り、同

**第二十三条の見出し**中「株主」を「株主等」に改め、同条中「長導聞覽室」の下に「第一百九十九条

三条ノ八（親会社の株主の帳簿閲覧権）及び有限  
会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十四条

ノ三(親会社の社員の帳簿閲覧権)」を加える。

号中「(設立)」の下に「、株式移転」を加える。  
(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改

第二十四条 正) 株券等の保管及び振替に関する法律

(昭和五十九年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

**第十九条中「会社の」の下に「株式交換、株式移転若しくは」を加える。**

7 第二十二条に次の二項を加える。

平成十一年七月二十三日 衆議院会議録第四十八号 商法等の一部を改正する法律案及び同報

第九条中「第六十一条」との下に、同法第二百四十四条第四項中「前項」を「書類」に

条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類  
〔子会社方有限公司ナルトキハ有限会社法第四

十一條ニ於テ準用スル同項ニ掲タル書類」とあるのは「前項ニ掲タル書類」とを加える。

第十二条第七項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第十二条第一項」との下に「同法第

二百四十四条第四項中「前項ニ掲グル書類二、

(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四  
十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲タル書類)」とあ

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の  
二〇二二年二月二日)の規定によれば、前項二掲  
の書類を加えることは、前項二掲の書類と見なす

二十六条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次の

第十五条第一項第一号中「又は第二項を削  
るように改止する。」

第十九条第一項中「よう。」の下に「以下」の項

において同じ。」を加え、同項に次の二号を加える。

## 五 資産につき時価を付すものとした場合 (根拠法において準用する商法第二百八十

五条ノ二第一項ただし書及び第二項(流動資産の評価)(これらの規定を根拠法において

て準用する同法第二百八十五条ノ五第一項（社債の評価）及び第二百八十五条ノ六第二項（未だつ平占）による適用する場合を含む。

項(株式の評価)において算用する場合を含む。の場合を除く。(において、その付した時価の総額がその取得価額の総額を超える

ときは、時価を付したことにより増加した純資産の額

第十九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中「又は第一項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は第二項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十三項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第二十条第一項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第三十一条中「第十九条第六項及び第九項」を「第十九条第五項及び第八項」に改める。

第四十一条第一項第一号中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改める。

第五十四条第一項第十四号中「第十九条第六項若しくは第九項」を「第十九条第五項若しくは第八項」に改める。

（保険業法の一部改正）

第二十七条 保険業法の一部を次のように改定す

シテ經理サレタルモノヲ除ク」と、一取得価額とあるのは「取得価額(同法第百十二条第一項)ノ規定ニ依リ取得価額ヲ超エ時価ヲ超エザル価額ヲ付スモノトシタル場合ハ其ノ付シタル価額」とする。

第十六条の見出し中「株主」を「株主等」に改め、同条中「帳簿閲覧権」の下に、第二百九十九条ノ八(親会社の株主の帳簿閲覧権)及び有限

云社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十四条  
三(親会社の社員の帳簿閲覧権)を加える。  
第四十一条中「半数以上」との下に、同法第

三百四十四条第四項中「前項ニ掲タル書類二、

子会社が有限会社ナルトギハ有限会社法第四  
「一条二於テ準用スル同項ニ掲タル書類」とあ  
るのと同様に「前項ニ掲タル書類」とを加える。

第四十九条中「社員共同」との下に「同法  
第二百四十四条第四項中前項ニ掲タル書類

同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲タル言類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲タル書類)

第五十一条第二項中「第二百六十条ノ四第五  
」あるのは「前項ニ掲タル書類」とを加える。

「」を「第一一百六十条ノ第四項中「株主又ハ親会社ノ株主」とあるのは「社員(総代会ヲ設ケタ場合ニシテ、総代)」二、同項第五項に改め

第五十三條第一項中「、同條第二項中「親會社

監査役」とあるのは「監査役」と「を削る。  
第五十五条第一項第二号を次のように改め

### 三 資産(第一百八十八条第一項に規定する特別

「同条第四項を削る。」  
「益相当額」又は「損失相当額」という。」を削り、

**第一百五十五条第二項中「売買及び」を「売買、譲**

「(第一百十二条第一項の規定による評価換算によ  
り計上した利益を除く。)」を加える。

第一百八条第一項中「及び次条」を削る。  
第一百九条を次のように改める。

**第一百九条** 削除  
**第一百五十二条中「第一百八十五条」の下**

に「、第三百六十二条、第三百七十二条」を加える。

第一百八十三条第一項中「定期社員総会」との下に、「同条第四項中「前項」二掲グル書類二、同

条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類  
子会社ノ有限会社ナルトキハ有限会社第七

十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グル書類ノニカル者は「前項ニ闇グレ書類」とを加シ

「類」であるのに、前項二指久ハ書類」とを加へる。

百四十九条中並びに第百十四条を 第百一十九条

「条例」に改め、一、第一百十九条中「商法第二百八十五条ノ五（社債その他の債券の評価）及び第二百

八十五条ノ六(株式その他の出資の評価)(これら  
らの規定を第五十九条第一項において準用する)

場合を含む。)の規定にかかわらず、「時価」とあるのは「時価」と「を削る。

第一百四十二条第一項中「(第六十条第四項において準用する場合を含む。)」の下に、第三百

六十三(株式交換無効の訴え)、第二三百七十一  
条(株式移転無効の訴え)」を加える。



と又は当該機関が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 株式交換  
ロ 株式移転  
ハ 合併

二 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

八 前二号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第三十三条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「同法第三百八十一条」を第三百六十三条、第三百七十二条、第三百八十二条に改める。

第十一條第一項中「第三百四十五条第二項」の下に、「第三百五十三条第四項(同法第二百六十五条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第一項中「第三百四十八条第一項」の下に、「第三百五十三条第五項、第三百六十五条第二項」を加える。

六 当該上場会社等の子会社に次に掲げる事実が発生したこと。  
イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害  
ロ イに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

七 当該上場会社等の子会社(第二条第一項

第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有

価証券で証券取引所に上場されているもの

の発行者その他の大蔵省令で定めるものに

限る。)の売上高等について、公表がされた

直近の予想値(当該予想値がない場合は、

公表がされた前事業年度の実績値)に比較して当該子会社が新たに算出した予想値又

は当事業年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものに限る。)が生じたこと。

### 商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

#### に關する報告書

##### 議案の目的及び要旨

本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、株式交換及び株式移転の制度を創設するとともに、親会社の株主に対する子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講じ、また、金銭債権等につき時価による評価を可能とする措置等を講ずるため、商法、有限公司法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

##### 1 商法の一部改正

(一) 株式交換及び株式移転による完全親会社の創設等

親会社が子会社の発行済株式の総数を有する完全親子会社関係を円滑に創設するため、株式交換及び株式移転の制度を設けることとし、会社が株式交換を行うには、株式交換契約書を作成して、株主総会の承認を受けること等とするほか、株式交換に反対の株主に対して株式買取請求権を認め、さらに、株主等が株式交換無効の訴えを提起することができるものとする。また、株式移転についても、株式交換の場合と同様の手当てをするものとする。

(二) 子会社の業務内容等の開示

親会社の株主は、裁判所の許可を得て子会社の株主総会議事録等の閲覧等を求めることができることとするほか、親会社の監査役及び検査役は、子会社の業務及び財産の状況を調査できることとする。

### 〔二〕 資産の評価

会社の財産状況を適正に表示するため、市場価格がある金銭債権、社債、株式等について、時価を付するものとすることがでることとともに、配当可能利益の計算上は、貸借対照表上の純資産額から、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額を控除すべきものとする」と。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、商法の一部改正中資産の評価に関する改正規定及びこれに關係する法律の整備による改正規定については、平成十二年四月一日から施行するものとすること。

##### 2 有限会社法の一部改正

親会社の社員は、裁判所の許可を得て、子会社の社員総会議事録等の閲覧等を求めることができる」とするほか、親会社の検査役の権限について、株式会社の場合と同様の改正をするものとする。

##### 3 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正

株式会社の株主に対する子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講ずることに伴い、所要の改正をするものとする。

(一) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正

会社の株主に対する子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講ずることに伴い、所要の改正をするものとする。

##### 4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、商法の一部改正中資産の評価に関する改正規定及びこれに關係する法律の整備による改正規定については、平成十二年四月一日から施行するものとすること。

会社の株主総会議事録等の閲覧等を求めることができることとするほか、親会社の監査役及び検査役は、子会社の業務及び財産の状況を調査できることとする。

##### 二 議案の可決理由

本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、完全親子会社関係を円滑に創設する

官 報 (号外)

ための手続である株式交換及び株式移転の制度を新設するとともに、親会社の株主の利益を保護するため、親会社の株主に対する子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講じ、また、会社の計算の適正を図るため、金銭債権等につき時価による評価を可能とする等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年七月二十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿  
法務委員長 杉浦 正健

(別紙)  
商法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 株式交換及び株式移転の制度の創設に伴い、株式交換又は株式移転に反対する株主の株式買取請求権及び株式交換無効の訴えの制度について周知徹底し、少數株主の権利が害されないよう配慮すること。

二 完全親子会社となる会社双方の株主の権利の保護のため、株式交換比率の公正さが確保されるよう制度の趣旨の周知を図ること。

三 株主の利益を保護するための子会社の業務内容等の開示制度の趣旨及び株主代表訴訟の制度の趣旨の周知を徹底すること。

四 完全親子会社における労使関係の対応について

ては、労使協議の実が高まるよう労働組合法の改正問題等必要な措置をとることをも含め検討すること。

官 報 (号 外)

平成十一年七月二十三日 衆議院会議録第四十八号

明治二十一年三月三十日  
可認便物種類三十一

発行所  
二東京  
番号一〇〇五  
大日本  
省印  
刷局  
局目  
電話  
03  
(3587)  
4294  
定価  
(本体  
一一  
一〇円)